

スポーツ少年団登録者再教育プログラム運用規程

(目的)

第1条 本規程は、公益財団法人日本スポーツ協会（以下「本会」という。）登録者等处分規程第32条に基づき、同規程に基づく処分を受けたスポーツ少年団登録者（以下「少年団登録者」という。）に対する再教育プログラムの内容や手続等に関して必要な事項を定める。

(適用の範囲)

第2条 少年団登録者が公認スポーツ指導者である場合は、日本スポーツ協会公認スポーツ指導者再教育プログラム運用規程に基づき、指導者育成委員会内に設置された再教育プログラム審査会が、当該者から再教育プログラムの受講申請があった際の受講可否の判断や再教育プログラムの内容の決定、修了判定を行うものとする。

(再教育プログラム審査会)

第3条 日本スポーツ少年団常任委員会（以下「常任委員会」という。）は、少年団登録者から再教育プログラムの受講申請があった際の受講可否の判断や再教育プログラムの内容の決定、修了判定を行うため、常任委員会内にスポーツ少年団登録者再教育プログラム審査会（以下「再教育プログラム審査会」という。）を設置する。

第4条 再教育プログラム審査会は、次の委員をもって構成し、日本スポーツ少年団本部長（以下「本部長」という。）が委嘱する。

- (1) 本部長が、日本スポーツ少年団常任委員の中から指名する若干名
 - (2) 本部長が、学識経験者の中から指名する若干名
2. 再教育プログラム審査会の座長は、委員の中から、本部長が委嘱する。

第5条 再教育プログラム審査会の委員の任期は、委嘱日より開始し、日本スポーツ少年団役員の任期と同じく終了する。ただし、再任を妨げない。

第6条 再教育プログラム審査会は、必要に応じ座長が招集し、その議長となる。

2. 再教育プログラム審査会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開き、また議決することができない。
3. 再教育プログラム審査会の議事は、出席者の過半数をもって決定する。可否同数の場合には座長の決するところによる。
4. 座長に事故ある場合は、委員のうちから互選された者が、その職務を代行する。
5. 座長は、少年団登録者が受講した再教育プログラムに応じて、対象の少年団登録者が所属するスポーツ少年団が所在する都道府県を管轄する加盟都道府県スポーツ協会役職員や専門家等の適当と認める者に対して、参考人として再教育プログラム審査会への出席を求め、資料の提出、意見の開陳、説明その他の必要な協力を求めることができる。

(再教育プログラムの内容)

第7条 常任委員会は、処分内容に基づく標準的な再教育プログラムとして別表に定める。

(再教育プログラムの内容の決定)

第8条 注意又は厳重注意の処分を受けた少年団登録者に対する再教育プログラムにあっては、その内容を別表に定める内容とし、処分決定時に常任委員会として自動的に決定したものとして扱う。

2. 有期の活動禁止又は無期の活動禁止の処分を受けた少年団登録者に対する再教育プログラムにあっては、受講申請の受理後、再教育プログラム審査会において受講の可否を判断するとともに、受講を認める場合は、別表に定める内容に基づき、個別の事案に応じて研修・講習等の指定や面談・カウンセリングの要否等の再教育プログラムの内容を決定し、これを通知する。

3. 有期の活動禁止又は無期の活動禁止の処分を受けた少年団登録者が、処分決定通知に記載された処分の年月日以降、受講申請までの間に、自主的あるいは都道府県スポーツ少年団から課されて別表に定める内容に類する内容を受講したと認められる場合、前項の再教育プログラムの内容の決定にあたっては、当該受講内容を再教育プログラムの一部あるいは全部として扱うことができる。

(再教育プログラムの受講)

第9条 再教育プログラムの受講に要する諸費用（交通費・受講料等）は処分を受けた少年団登録者の自己負担とする。

(再教育プログラムの修了)

第10条 再教育プログラムを受講した少年団登録者の修了については、再教育プログラム審査会において判定を行う。

2. 再教育プログラム審査会における判定の結果、修了と判定された少年団登録者へは、判定結果を通知する。そのうち、有期の活動禁止の処分を受けた少年団登録者にあっては、活動の再開期日を通知する。

3. 再教育プログラム審査会における判定の結果、未修了と判定された少年団登録者へは、再教育プログラム審査会において、再度あるいは追加で課す再教育プログラムの内容を決定し、判定結果とともに通知する。

(変更)

第11条 本規程は、常任委員会の議決により変更することができる。

(雑則)

第12条 本規程に定めるほか、再教育プログラムの内容や手続等について必要な事項は、常任委員会の議決により別に定めることができる。

附則1. 本規程は、令和5年1月1日から施行する。

附則2. 本規程の施行と同時に、日本スポーツ少年団処分審査会規程は、これを廃止する。

附則3. 本規程は、令和7年12月4日から施行する。